

「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」の見直しの概要について

## 1 指定管理業務総括評価表(資料2-2)の様式の変更について

### 【現状】

- ・ 現在の指定管理業務総括評価表については、「実施体制」、「内容・水準」、「収支等」についてそれぞれ評価項目を設け、公の施設ごとに施設所管課のコメントを記載するような形となっている。
- ・ 評価項目ごとの評価基準として、「～されているか否か」や「適切・妥当であるか」を問う基準が多く、施設所管課のコメントも「～されている」、「～妥当である」など同様のコメントが並んでいる。
- ・ 平成30年8月22日に行った指定管理者選定等委員会の中でも委員から「「妥当です」や「対応します」では説明になっていないため、1項目以上数値目標や数値、エビデンスがとれるものを総括評価の中に入れた方が良い」との意見があった。
- ・ また、施設所管課によって、コメントの量にばらつきがある。委員からも「長文に関しては簡潔に記載するような意識付け」や「網掛けするなど良い評価と悪い評価がぱっとわかると良い」との意見があった。
- ・ 事務局内の検討においても、現在の「指定管理業務総括評価票」を見ても施設の属性や概要、規模感の記載がないため、わかりにくいとの指摘があった。

### 【対応方針】

- ・ 本市における「モニタリング」は、「指定管理者制度導入施設の管理業務の運営状況を、定期又は随時に評価し、公共サービスの履行に関し条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する」(指定管理者を導入した施設のモニタリングに関する指針 P1に記載)ことを目的としているものである。そのため、まずは条例等で定められている事項を適切に履行しているかを確認することに主眼が置かれており、「～妥当である」、「～適切である」という趣旨の回答が大勢を占めてしまうことも止むを得ないと考えている。
- ・ 適切に履行されているか否かを回答として求める評価項目については、コメントを記載する形でなくても良いと考えられる。評価結果をよりわかりやすくするためにも「A～D」の選択式で評価できるようにしたら良いのではないかと考えている。また、評価を行うにあたり使用した資料を確認するため「確認資料等」の欄を設けることとした。(資料2-2②関係)
- ・ 現在、「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」において、市は四半期ごとに1回以上、実地調査を行うこととしている。実地調査では、「指定管理業務実地調査票(別紙参考資料)」において一定の基準に基づきA(優良)、B(良好)、C(課題含)、D(要改善)の4段階で評価を行っている。今回、検討を行っている「指定管理業務総括評価

票」においても、「指定管理業務実地調査票」における評価の積み上げと連動を図ることとし、「実施調査」の結果が適切に反映される形としていきたい。

- ・ 「指定管理業務総括評価票」と「指定管理業務実地調査票」における評価の積み上げとを連動させる方法については、本委員会の意見を踏まえて、「指定管理業務総括評価票」を様式を確定させた後、事務局において構築することとしたい。
- ・ 施設の概要等を「指定管理業務総括票」を見てわかるようにするため、「施設の設置目的」や「施設の概要」を記載する欄を設けることとした。(資料2-2①関係)
- ・ その他、所要の修正を行うこととした。(資料2-2③関係)